令和4年第2回定例会 総務企画委員会説明資料 (議案関係)

1	令和4年度6	月補正予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第82号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・	3
3	第84号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	第85号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	第86号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	6
6	報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・	7

令和 4 年 6 月 1 4 日 総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部

1 令和4年度6月補正予算の概要

(1) 基本的な考え方

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に対応して、 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や県内産業等への支援などの事業や、 県政の課題等へ対応するために必要な事業について、スピード感をもって計上す るもの。

(2) 補正予算の規模

- 一般会計
 99億69百万円(補正後
 特別会計
 一百万円(補正後
 企業会計
 一百万円(補正後
 1,254億42百万円)
 計
 99億69百万円(補正後
 1,254億42百万円)
 - ※ 6月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △5.2%

総務部人事課

項 目 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】

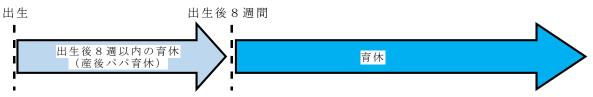
1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と 家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の育児休業の取得回数を緩和する等所要の 改正をしようとするもの。

2 内容

- (1) 育児休業を原則2回(現行:原則1回)まで取得可能とする。
- (2) (1) の原則 2 回までの育児休業に加え、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回 (現行:1回)まで取得可能とする。

【現行 (原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回)】



【改正後 (原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回)】



(3) 非常勤職員の育児休業について、子の出生後8週間以内の取得要件を緩和するとともに、子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化する。

3 効果・影響

職員の育児と仕事の両立支援

4 施行日

令和4年10月1日

総務部税務課

項目

茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】

1 改正の理由・根拠

地方税法等の一部改正

く背景・必要性>

地方税法等の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、 課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所 要の改正を行う必要がある。

2 内容

(1) 不動產取得稅

不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、県に対する不動産取得の申告が不要となったこと等に伴う規定を整備(※)する。

※ 不動産取得の申告と併せて提出することとなっている不動産取得税 の徴収猶予等の申告書の提出期限を当該不動産取得税の納期限に変更 する等の改正を行う。

(2) 個人県民税

所得税において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)の適用期限が延長されることに伴い、所得税額から控除しきれなかった額を、個人県民税の控除限度額の範囲内で控除する措置についても適用期限を延長等する(令和7年入居分まで4年間延長)。

(参考) 個人県民税の控除限度額(太枠部分が今回延長となった部分)

対象者	個人県民税の控除限度額	(参考)住民税(県民税及び 市町村民税)の控除限度額	
H21.1~H26.3の入居者	2%(最高 39,000 円)	5%(最高 97,500 円)	
H26.4~R3.12 の入居者	2.8%(最高 54,600 円)	7%(最高 136,500 円)	
R4.1~R7.12 の入居者	2%(最高 39,000 円)	5%(最高 97,500 円)	

(3) その他所要の改正

3 効果·影響

地方税法の内容に則した条例の施行が可能になる。

4 施行日

令和5年4月1日 外

総務部税務課

項目

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例 の一部を改正する条例【**一部改正**】

1 改正の理由・根拠

省令の改正により、地域再生法による特別措置に係る事業計画の認定から事務所等の新増設までの期限が延長されたため。

く背景・必要性>

本県への企業の本社機能の移転等の促進を通じた就業の機会の創出及び 経済基盤の強化を引き続き図る必要がある。

2 内容

県独自の不均一課税措置に係る事業計画の認定から事務所等を新増設する までの期限を3年に延長する(現行:2年)。

<制度の概要>

- (1) 対象要件
 - 本社機能を有する事務所、研究所、研修所の移転又は拡充
- (2) 対象税目
 - ①不動産取得税
 - 新増設した家屋、敷地の取得に係る部分を軽減
 - ②事業税(個人・法人) 増加従業者数の割合等に応じて3年間軽減
- (3) 対象区域

地域再生法による特別措置に加え、同法の対象外となっている区域についても県独自に不均一課税措置を講じることで、県内全域を対象。

3 効果・影響

本県への企業の本社機能の移転等を促進することにより、新たな就業の機会の創出及び地域の活力の向上を図ることができる。

4 施行日

公布の日

5 参考事項

- ○本条例の施行規則の一部改正により、事業計画の認定基準を緩和する。
- <改正内容>
- ・従業員の増加数(中小企業者):1人以上(現行:2人以上)
- ・対象となる事業部門に「情報サービス事業部門」を追加。 (現行:調査及び企画部門、研究開発部門、国際事業部門等)
- ○免除実績等(平成28年3月~令和4年3月の累計)
- ・22 社が本制度を活用
- 免除税額 不動産取得税 189,470 千円法人事業税 8,344 千円
- ・増加従業者数 576人

総務部市町村課

項目

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】

1 改正の理由

公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担限度額が改定されたことから、県の選挙(県議会議員選挙及び知事選挙)における選挙運動の公費負担限度額を国政選挙と同様に改定するもの

く背景・必要性>

国政選挙における選挙運動の公費負担限度額が最近の物価変動及び消費税増税(令和元年10月に8%から10%に引上げ)を踏まえ、改定されたことを受けて、これまで国政選挙に準じて改定してきた県の選挙における選挙運動の公費負担限度額を改定する必要があるため

2 内容

選挙運動の公費負担限度額を改定するもの

項目	改定後	改定前	
選挙運動用自動車の借入れ	16,100 円/日	15,800 円/日	
選挙運動用自動車の燃料	7,700 円/日	7,560 円/日	
ビラの作成			
(5万枚以下)	7円73銭/枚	7円51銭/枚	
(5万枚超)	5円18銭/枚	5円2銭/枚	
ポスターの作成			
企画費	316, 250 円	310,500円	
印刷費(500か所以下)	541 円 31 銭/枚	525 円 06 銭/枚	
同 (500か所超)	28 円 35 銭/枚	27 円 50 銭/枚	

3 効果・影響

物価の変動等があった現在の状況下においても、候補者が従来と同様の選挙活動を行うことが可能となる。

4 施行日

公布の日

5 参考事項

公費負担限度額の改定に伴う影響額(見込み)

- · 県議会議員選挙 +2,718 千円
- 知事選挙 +194 千円

総務部税務課

項目

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

・茨城県県税条例等の一部を改正する条例【一部改正】

1 改正の理由・根拠

地方税法等の一部改正

く背景・必要性>

地方税法等の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、 課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所 要の改正を行う必要がある。

2 内容

(1) 法人事業税

ア ガス供給業(製造・小売)に係る収入金課税の見直し(課税方式及び 税率の改正)

【改正前】収入割 1.0%

(ア) 導管部門の法的分離の対象となる法人等

【改正後】収入割 0.48%、付加価値割 0.77%、資本割 0.32%

(イ) (ア)以外の法人

他の一般の事業と同様とする。

・資本金1億円超の法人

【改正後】所得割 1.0%、付加価値割 1.2%、資本割 0.5%

・資本金1億円以下の法人

【改正後】所得割 7.0%(所得 800 万円超)、5.3%(同 400 万円超 800 万円以下)、3.5%(同 400 万円以下)

イ 外形標準課税対象法人(資本金1億円超)に対する所得割の軽減税率 の見直し

年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、税率を1.0%とする。

	所得区分				
	800 万円超 400 万円超 400 万円以下				
	800 万円以下				
改正前	1.0%	0.7%	0.4%		
改正後	1.0%				

(2) 不動產取得税

新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日の特例措置 (6カ月→1年)の2年延長(令和6年3月31日まで) ほか

(3) その他所要の改正

3 効果・影響

地方税法等の内容に則した条例の施行が可能になる。

4 施行日

令和4年4月1日

令和4年第2回定例会 総務企画委員会説明資料 (条例新旧対照表)

1	第82号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・	2
2	第84号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	第85号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4	第86号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5	報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

令和 4 年 6 月 1 4 日 総 務 部 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ
る職員とする。	る職員とする。
(1)~(3) (略)	(1) \sim (3) (略)
(4) <u>非常勤職員であって,</u> 次のいずれ <u>にも</u> 該当する <u>者</u>	(4)
以外の職員	以外の <u>非常勤</u> 職員
アその養育する子(育児休業法第 2 条	ア 次のいずれにも該当する
第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達す	
<u>る日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日</u>	
から第 7 条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合	
にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日,第 5 条の	
規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日) ま	
でに,その任期(任期が更新される場合にあっては,更新後	
<u>のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくす</u>	
<u>る職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らか</u>	
でない非常勤職員	非常勤職員
(削除)	(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する
	子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1
	歳6か月到達日」という。)(第5条の規定に該当する場合
	にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が
	<u>更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了するこ</u>

改正案	現行
(削除)	と及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」 という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常 勤職員
イ <u>勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職</u> <u>員</u>	イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
(削除)	ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を している非常勤職員であって、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に 引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育 児休業をしようとするもの
2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。 (1) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後	(新設)

改正案	現行
である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号にお	
いて同じ。) において育児休業をしている場合であって,当該子	
について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳	
到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう	
<u>とするとき。</u>	
(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を	
している場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の	
満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い,当該育児休	
業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該	
採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす	
<u>るとき。</u>	
(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は,次の各号に	第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は,次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
(1)(2) (略)	(1) (2) (略)
(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常	(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常
勤職員が	勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前
	号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の
	配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当
	してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1
	歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育
	児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の

改正案	現行
育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき (当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当	末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会 が定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該 当するとき) 当該子の1歳6か月到達日	当該子の1歳6か月到達日
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)にお	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が

改正案	現行		
いて地方等育児休業をしている場合	いて地方等育児休業をしている場合		
イ (略)	イ (略)		
<u>ウ</u> <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当</u>	(新設)		
該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又			
は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれ			
に相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日			
とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、			
当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日			
<u>と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるとき</u>			
は,そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げ			
る場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業を			
する場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ			
<u>れた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児</u>			
<u>休業をしようとする場合</u>			
工 当該子について,当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当	(新設)		
該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の			
期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合に			
<u>あっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に</u>			
掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合			
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)		
第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は,1歳6か月	第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は,1歳6か月		
から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が	から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が <u>当該子</u>		

改正案	現行
	の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間に
	<u>おいてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間</u>
	<u>の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期</u>
	が更新され,又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され
	<u>るものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用</u>
	される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす
る場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき <u>(当該非常</u>	る場合であって,次の各号のいずれにも該当するとき
動職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をして	
いる場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当すると	
きは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別 の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)とする。	とする。
<u>の争用がめる場合にめつては第2万に返当すること)</u> とする。	
(1)(2) (略)	(1) (2) (膵)
(3) 当該子について,当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達	(新設)
日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し,	
又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合	
にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌	
日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ <u>う</u>	
<u>とする場合</u>	
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達	(新設)
日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたこ	
とがない場合	

(削除)

(削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) (略)

(削除)

(5) 略

(6) 略

(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該</u>任期の末日を育 児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>もの</u>が、

当該任期<u>を</u>更新され、又は当該任期の満了後<u>引き続いて特定職に</u>採用されることに伴い、当該<u>有児休業に係る子について、当該更新前の</u>任期の末日の翌日

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第7条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業 に係る子について既にしたものを除く。)の終了後,3 月以上の 期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が,当該育児休業 の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画 について人事委員会規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 略

(7) 略

(<u>8</u>) <u>その</u> <u>任期の末日を育</u>

児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、 当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当 該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当 抵押の末日の翌日

改正案

又は当該 採用 <u>の</u>日を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間 を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない 場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第 15 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の 事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児 短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が 効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が<u>第 6 条第 1</u> 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が,第 18 条第 1 号に掲げる 事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認を取り消 された後,同号に規定する承認に係る子が<u>第 6 条第 2 号ア</u>又は イに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育

現行

又は当該<u>引き続き</u>採用<u>される</u>日を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとすること。

(新設)

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない 場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第 15 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の 事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児 短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が 効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が<u>第 7 条第 1</u> 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が,第 18 条第 1 号に掲げる 事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認を取り消 された後,同号に規定する承認に係る子が<u>第 7 条第 2 号ア</u>又は イに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育

∀正宏			

児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後,3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が,当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書</u>により任

命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

現行

児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後,3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が,当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書(第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。)</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

改正案

現行

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する 確定申告書 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となつた特定配当等の額について第39条の12から第39条 の19までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第 15項に規定する確定申告書 に記載した特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株 式等譲渡所得金額について第39条の20から第39条の26までの 規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割 額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、 その者の第25条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第26条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する 特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となつた特定配当等の額について第39条の12から第39条 の19までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第 15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株 式等譲渡所得金額について第39条の20から第39条の26までの 規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割 額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、 その者の第25条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。

茨城県県税条例新旧対照表

施行日:令和5年4月1日〔法第73条の18関係〕

改正宏 現行 (不動産の取得に係る申告又は報告) (不動産の取得に係る申告又は報告) 第41条の7 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60 第41条の7 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の目から60 目以内に, 次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を, 当 日以内に, 次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を, 当 該不動産の所在地の市町村長を経由して, 知事に提出しなければ 該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければ ならない。_ ならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不 動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 18 条の規定により表示 に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の 規定により当該申請が却下された場合を除く。) は、この限りでな V. (1)~(4) 略 (1)~(4) 略 2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴 収について必要があると認めるときは,不動産を取得した者に, 前項の申告書を提出させることができる。 3 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、第 2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は,前 1項の規定によつて提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対し 項 の規定によつて提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対し 不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の 不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の 証明書その他の書類を添付しなければならない。 証明書その他の書類を添付しなければならない。 4 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動 3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動 産を取得した者に対し報告を求めることができる。 産を取得した者に対し報告を求めることができる。

施行日:令和5年4月1日〔法第73条の22関係〕

改正案 (固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) (固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第41条の9 市町村長は、法<u>第73条の18第4項の規定により</u>不 動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の 取得の事実を通知する場合には , 当該不動産の固定資産課 税台帳に登録された価格, 固定資産課税台帳登録後において当該 不動産について増築, 改築, 損壊, 地目の変換その他特別の事情 にある変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考とな るべき事項を<u>併せて</u>知事に通知するものとする。

第 41 条の 9 市町村長は、法<u>第 73 条の 18 第 3 項の規定によつて</u>不 動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の 取得の事実を通知する場合においては, 当該不動産の固定資産課 税台帳に登録された価格, 固定資産課税台帳登録後において当該 不動産について増築, 改築, 損壊, 地目の変換その他特別の事情 にある変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考とな るべき事項を<u>あわせて</u>知事に通知するものとする。

茨城県県税条例新旧対照表

	施行日:令和5年4月1日〔法第73条の25関
改正案	現行
(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)	(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)
第 41 条の 11 略	第 41 条の 11 略
2 前項の申告をする者は、納期限までに、当該土地の上に2年以内	2 前項の申告をする者は
に住宅を新築すること、又は当該取得した土地の上にある耐震基	に住宅を新築すること,又は当該取得した土地の上にある耐震基
準適合既存住宅等を 1 年以内に取得することを証明するに足る書	準適合既存住宅等を 1 年以内に取得することを証明するに足る書
類を添付して,次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を,	類を添付して、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を、
-	第41条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際,併
	<u>せてこれを</u> 知事に提出しなければならない。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略

施行日:令和5年4月1日 [法第73条の27の2関係]

改正案 現行 (耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等) (耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等) 第41条の13の2 略 第41条の13の2 略 2 略 2 略 3 前項の申告をする者は、納期限までに、当該耐震基準不適合既存 3 前項の申告をする者は___ __, 当該耐震基準不適合既存 住宅を取得した目から 6 月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に 住宅を取得した目から 6 月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に 耐震改修を行うことを証明するに足る書類を添付して、次に掲げ 耐震改修を行うことを証明するに足る書類を添付して、次に掲げ る事項を記載した規則で定める申告書を,_ る事項を記載した規則で定める申告書を, 第41条の7の規定によ り当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際,併せ __知事に提出しなければならない。 て知事に提出しなければならない。 (1)~(6) 略 (1)~(6) 略 4~6 略 4~6 略

茨城県県税条例新旧対照表

施行日:令和5年4月1日 [法第73条の27の3関係]

改正案

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額 等)

第 41 条の 13 の 3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取 得した日から 1 年以内に、土地若しくは家屋を収用することがで きる事業(以下この項において「公共事業」という。)の用に供する ため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け公共事業 を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動 産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若し くは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金 を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政 法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると 認められるものとして施行令第38条に定める不動産で、当該不動 産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築 されていた家屋について移転補償を受けた場合において, 当該不 動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償を受けた不動産(以下 この項において「被収用不動産等」という。)に代わるものと認め られるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税に ついては、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登 録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録さ れていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、 知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により 決定した価 格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額

現行

第41条の13の3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取 得した日から 1 年以内に、土地若しくは家屋を収用することがで きる事業(以下この項において「公共事業」という。)の用に供する ため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け公共事業 を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動 産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若し くは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金 を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政 法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると 認められるものとして施行令第38条に定める不動産で、当該不動 産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築 されていた家屋について移転補償を受けた場合において, 当該不 動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償を受けた不動産(以下 この項において「被収用不動産等」という。)に代わるものと認め られるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税に ついては、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登 録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録さ れていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、 知事が法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によつて決定した価 格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 略

 3 前項の申告をする者は、納期限までに、当該認定の適用があるべき事実を証明するに足る書類を添付して、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を、
 3 前項の申告をする者は , 当該認定の適用があるべき事実を証明するに足る書類を添付して、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を、第41条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

 (1)~(4) 略
 (1)~(4) 略

 4~6 略
 4~6 略

茨城県県税条例新旧対照表

施行日:令和5年1月1日 [法附則第5条の4の2関係]

改正案 現行

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 略

第7条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個 人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受け た場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から <u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において,前条第1項の 規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1 号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額(当該 金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金 額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の 第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から 控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税 義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計 額の 100 分の 2 に相当する金額(当該金額が 39,000 円を超える場 合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。) を超えるときは, 当該控除額は, 当該控除限度額に相当する金額 とする。

2~3 略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 略

第7条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個 人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受け た場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から 令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の 規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1 号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額(当該 金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金 額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の 第 25 条及び第 25 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から 控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税 義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計 額の 100 分の 2 に相当する金額(当該金額が 39,000 円を超える場 合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。) を超えるときは, 当該控除額は, 当該控除限度額に相当する金額 とする。

2~3 略

施行日:令和6年1月1日 [法附則第33条の2関係]

改正案	現行
(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)
第 10 条 略	第 10 条 略
2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する	2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する
特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の	特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の
配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は,県民税の所得割	配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は,県民税の所得割
の納税義務者が前年分の所得税	の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき
について当該特定上	年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上
場株式等の配当等に係る配当所得 <u>につき同条第 1 項</u> の規定の適用	場株式等の配当等に係る配当所得 <u>につき前項</u> の規定の適用
を受けた	を受けようとする旨の記載のある法第 32 条第 13 項に規定する特
場合	定配当等申告書を提出した場合(法附則第 33 条の 2 第 2 項各号に
に限り適用する	掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、県民税の所得割の
	納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等
	に係る配当所得について第23条及び第25条の規定の適用を受け
	た場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特
	定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、
	適用しない。
3 略	3 略

茨城県県税条例新旧対照表

施行日:公布の日〔法附則第32条関係〕

改正案	現行
(狩猟税の課税免除)	(狩猟税の課税免除)
第 24 条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。) 第 9 条第 7 項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に行われた場合には、第 127 条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。	第 24 条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林 水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。) 第 9 条第 6 項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に行われた場合には、第 127 条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

施行日:令和5年1月1日[法附則第45条関係]

改正案	現行
(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)	(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
第 26 条の 4 略	第 26 条の 4 略
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例 法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から <u>第4項まで若しくは第6項から第10項</u> までの規定の適用を受けた場合 における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用については,付則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」と、付則第7条の4の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とし、付則第7条の4の2第3項の規定は、適用しない。	2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例 法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項 までの規定の適用を受けた場合 における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用に ついては、付則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」と、付則第7条の4の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とし、付則第7条の4の2第3項の規定は、適用しない。
3 略	3 略

茨城県県税条例新旧対照表

施行日:令和5年1月1日[法附則第61条関係]

改正案	現行
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の 特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の 特例)
第 37 条	第37条 <u>県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型</u> コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた 場合における付則第7条の4の2第1項の規定の適用については、 同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。
県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4の2第3項及び 付則第26条の4第3項の規定の適用については、これらの規定	2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4の2第1項及び第3項並びに付則第26条の4第3項の規定の適用については、付則第7条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び
	<u>同条第3項並びに付則第26条の4第3項</u> 中「令和3年」とあるの <u>は</u> 「令和4年」とする。

2 略

施行日:公布の日 [法附則第62条関係]

改正案

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第38条 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅 を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第 41 条の 13 の 2 第 1 項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する 日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(病原体 がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中 華人民共和国から世界保健機関に対して,人に伝染する能力を有 することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。) 及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をし て当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内にそ の者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第 62条第1項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされ た場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住 宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当 該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から 6 月以内にそ の者の居住の用に供した場合に限る。)は, 第 41 条の 13 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住 宅を取得した日から6月以内に,当該」とあるのは「当該」と,「行 い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から 6 月以 内に」とする。

現行

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第38条 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第41条の13の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

をいう.

及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第 62 条第 1 項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31 日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から 6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第 41 条の 13 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 6 月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から 6 月以内に」とする。

2 略

茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例新旧対照表 [付則第5条]

施行日:令和5年4月1日

改正案	現行
(不動産取得税の課税免除)	(不動産取得税の課税免除)
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定は, 県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書	2 前項の規定は, 県税条例第41条の7第1項に規定する申告書に規
を提出すべき者にあつては、当該申告書に規則で定める書類の添付	則で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあつては、同項	
本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を	
知事に提出した場合に限り、適用する。	

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例新旧対照表〔付則第6条〕

施行日:令和5年4月1日

改正案	現行
(不動産取得税の課税免除)	(不動産取得税の課税免除)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 前2項の規定の適用を受けようとする法人は、規則で定める書類	3 前2項の規定の適用を受けようとする法人は、規則で定める書類
を,県税条例 <u>第 41 条の 7 第 1 項本文に規定する申告書を提出すべ</u>	を,県税条例 <u>第 41 条の 7 第 1 項に規定する申告書と併せて(</u>
き法人にあっては、同項本文に規定する申告書と併せて、同項ただ	
し書の規定の適用がある法人にあっては、同項本文の規定により申	
<u>告書を提出すべき日までに(いずれの法人においても,</u> 規則で定める	規則で定める
ものにあっては、当該事務所又は事業所の新設又は増設をした日の	ものにあっては,当該事務所又は事業所の新設又は増設をした日の
属する事業年度終了の日から2月以内に),知事に提出しなければな	属する事業年度終了の日から2月以内に), 知事に提出しなければな
らない。	らない。
4 略	4 略

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例新旧対照表 [付則第7条]

施行日:令和5年4月1日

改正案	現行
(地方活力向上地域における不動産取得税の課税免除又は不均一課税)	(地方活力向上地域における不動産取得税の課税免除又は不均一課 税)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 前2項の規定は、県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき者にあっては、当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあっては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を知事に提出した場合に限り、適用する。	3 前2項の規定は、県税条例第41条の7第1項に規定する申告書に 規則で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

改正案

(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)

第 5 条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設 の用に供する設備であって規則で定めるもの(以下「条例対象特別 償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(この条例の施行 の日から令和6年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づ き,条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であって,当該 認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日ま でに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、そ の取り消された日の前日まで)の間に、条例対象特別償却設備を新

設し, 又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置 者」という。)については、個人にあっては当該条例対象特別償却 設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する 年以後 3 年の各年、法人にあっては当該条例対象特別償却設備を 当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年 度の開始の目から同日以後 3 年を経過する目までの期間内に終了

する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち 第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税

の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にか

かわらず,これらの規定に定める率に 0.75 を乗じて得た率とする。

(地方活力向上地域以外の地域等における事業税の不均一課税)

現行

第 5 条 地方活力向上地域以外の地域等において条例対象業務施設 の用に供する設備であって規則で定めるもの(以下「条例対象特別 償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(この条例の施行 の日から令和6年3月31日までの間に、前条第3項の規定に基づ き,条例対象事業計画の認定を受けた認定事業者であって,当該 認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日ま でに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、そ の取り消された日の前日まで)の間に、条例対象特別償却設備を新 設し,又は増設した者に限る。以下「条例対象特別償却設備設置 者」という。)については、個人にあっては当該条例対象特別償却 設備を当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する 年以後 3 年の各年、法人にあっては当該条例対象特別償却設備を 当該条例対象業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年 度の開始の目から同日以後 3 年を経過する目までの期間内に終了 する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち 第2条第1項の規定の例により計算した額に対して課する事業税 の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にか かわらず,これらの規定に定める率に 0.75 を乗じて得た率とする。

2 略

2 略

改正宏

現行

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

- 第4条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の 相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条におい て「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規 定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等か らの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下この号において「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16.100円)を超える場合には、16.100円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選 挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含 む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合 算して、7.700円に当該候補者につき法第86条の4第1項,第2項, 第5項,第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当 該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこ ととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

- 第4条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下この号において「自動 車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日 において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15.800円を超える場合には、15.800円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選 挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含 む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合 算して, 7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項,第2項, 第5項,第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当 該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこ ととなったときは,その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの

日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(ビラの作成の公費の支払)

- 第9条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号及び第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
 - (1) 当該ビラの作成枚数が 50,000 枚以下である場合 7円 73 銭
 - (2) 当該ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円18銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成の公費の支払)

第13条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約 の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該 契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、 日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(ビラの作成の公費の支払)

- 第9条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号及び第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
 - (1) 当該ビラの作成枚数が 50,000 枚以下である場合 7円 51 銭
 - (2) 当該ビラの作成枚数が50,000 枚を超える場合 5円2銭にその50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成の公費の支払)

第13条 茨城県は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約 の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該 契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(茨城県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 541 円 31 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316.250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円 未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。次号において同じ。)
- (2)当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合28円35截にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 586,905 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(茨城県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 525 円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310.500円を加えた 金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未 満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。次号において同じ。)

施行日:令和4年4月1日[法第72条の2関係]

改正案

(事業税の納税義務者等)

- 第40条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、
- (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法 人の区分に応じ, それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額,資本割額及び 所得割額の合算額
 - イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人, 法第72条の5第 1 項各号に掲げる法人, 法<u>第 72 条の 24 の 7 第 7 項各号</u>に掲 げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4 項に規定するみなし課税法人,投資法人(投資信託及び投資法 人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 12 項に規 定する投資法人をいう。),特定目的会社(資産の流動化に関す ろ法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定 目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下こ の号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法 人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人 以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の

第40条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、

(事業税の納税義務者等)

- 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、 その法人に課する。
- (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の 区分に応じ, それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額,資本割額及び 所得割額の合算額
 - イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第 1 項各号に掲げる法人, 法<u>第 72 条の 24 の 7 第 6 項各号</u>に掲 げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4 項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法 人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 12 項に規 定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関す ろ法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定 目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下こ の号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法 人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人 以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の

もの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。), ガス供給業のうちガ ス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 5 項に規定する一般 ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下 この節において「導管ガス供給業」という。),保険業並びに

_貿易保険業 収入割額

(3) 略

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス 製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者 に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造 事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う 者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第40条の5第4 項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額,付加価値割 額及び資本割額の合算額

2~4 略

もの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。), ガス供給業(ガス事 業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 5 項に規定する一般ガス 導管事業及び同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業以外のも ののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業 法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の 義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節 <u>において同じ。), 保険業及び</u>貿易保険業 収入割額

(3) 略

(新設)

2~4 略

施行日:令和4年4月1日[法第72条の2の2関係]

改正案 (法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用) (法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用) 第40条の2 略 第40条の2 略 2~7 略 2~7 略 8 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者につ 8 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者につ いてこの節の規定を適用する場合には、第40条の5第1項第1号 いてこの節の規定を適用する場合には、第40条の5第1項第1号 及び第4項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固 中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固 有法人であるもの」と,<u>同項第 3 号</u> 中「そ 有法人であるもの」と、<u>同条第1項第3号及び第4項第3号</u>中「そ の他の法人」とあるのは「その他の法人(第40条第1項第1号ア の他の法人」とあるのは「その他の法人(第40条第1項第1号ア に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第3項第 に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第3項第 1 号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつ 1 号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつ ては、アに掲げる金額)」と、同条第5項中「法人で」とあるのは ては、アに掲げる金額)」と、同条第4項中「法人で」とあるのは 「受託法人及び他の 2 以上の都道府県においても事務所又は事業 「受託法人及び他の 2 以上の都道府県においても事務所又は事業 所を設けて事業を行う固有法人で」と、同項第2号中「特別法人 所を設けて事業を行う固有法人で」と_ 以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人(第40条第1項第1 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、第 40 条 の7中「第40条第1項第1号アに掲げる法人」とあるのは「第 中「第40条第1項第1号アに掲げる法人」とあるのは「第40条 40条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と、「同 第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と、「同号イ 号イに掲げる法人」とあるのは「同号イに掲げる法人(同号アに掲 に掲げる法人」とあるのは「同号イに掲げる法人(同号アに掲げる

法人(同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、「同項第3号アに掲げる法人」とあるのは「同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と読み替えるものとする。

げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、「同項第2号に掲げ

<u>る事業</u>を行う法人」とあるのは「<u>同項第 2 号に掲げる事業</u>を行う

行う法人(同項第 3 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と読み替えるものとする。

法人で受託法人であるものを含む。)」と,「____

<u>掲げる事業</u>を行う法人」とあるのは「<u></u><u>掲げる事業</u>を

施行日:令和4年4月1日 [法第72条の24の7関係] 改正案 現行 (法人の事業税の税率等) (法人の事業税の税率等) 第 40 条の 5 法人の行う事業(電気供給業, ガス供給業, 保険業及び 第40条の5 法人の行う事業(電気供給業, ガス供給業, 保険業及び 貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、 貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 次の各号に掲げる法人の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める 金額とする。 (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額 ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金 イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金 額 ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得 を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて

(2) 特別法人(法<u>第72条の24の7第7項</u>に規定する特別法人をい う。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事 業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる 率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 3.5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100 分の 4.9

(3) 略

- 2 電気供給業(小売電気事業等,発電事業等及び特定卸供給事業を除 く。), 導管ガス供給業, 保険業及び貿易保険業に対する事業税の 額は、各事業年度の収入金額に 100 分の 1 を乗じて得た金額とす
- 3 略
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額 とする。
- (1) 各事業年度の収入金額に 100 分の 0.48 を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に 100 分の 0.77 を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.32 を乗じて得た金額
- 5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業 を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上のもの (第40条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)が行う事業に対す る事業税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

(2) 特別法人(法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をい う。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事 業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる 率を乗じて計算した金額の合計額

100 分の 0.4

100 分の 0.7

100分の1

計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年

各事業年度の所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円 以下の金額

各事業年度の所得のうち年 800 万円を超える金額

400 万円以下の金額

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 3.5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100 分の 4.9

(3) 略

2 電気供給業(小売電気事業等,発電事業等及び特定卸供給事業を除 く。), ガス供給業, 保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は, 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 略

(新設)

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業 を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの __が行う事業に対す

る事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。 (削除)

- 法人の区分に応じ, 当該各号に定める金額とする。
- (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 額
 - ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金
 - ウ 各事業年度の所得に 100 分の 1 を乗じて得た金額
- (<u>2</u>) 特別法人 各事業年度の所得に 100 分の 4.9 を乗じて得た金 箱
- (<u>3</u>) その他 ___の法人 各事業年度の所得に 100 分の 7 を乗じて得た金額
- (1) 特別法人 各事業年度の所得に 100 分の 4.9 を乗じて得た金 額
- (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に 100 分の 7 を乗じ て得た金額

茨城県県税条例新旧対照表〔第1条による改正〕

施行日:令和4年4月1日 [法第72条の25関係]

改正案

(法人の事業税の申告納付)

第40条の7 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は各事業年度に係る収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割,付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について、法第72条の25から法第72条の30まで及び法第72条の48の規定により、申告書及びその添付書類を知事に提出し、及びその申告した事業税額を納付しなければならない。

(法人の事業税の申告納付)

第40条の7 事業税の納税義務がある法人は,各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割,資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は各事業年度に係る収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割,同項第3号アに掲げる法人

現行

施行日:令和4年4月1日〔法第73条の14関係〕

改正案	現行
(不動産取得税の課税標準の特例の要件)	(不動産取得税の課税標準の特例の要件)
第41条の8の2 略	第 41 条の 8 の 2 略
2 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合において	(新設)
も、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定す	
る要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、	
同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。	
<u>3</u> ~ <u>5</u> 略	<u>2</u> ~ <u>4</u> 略

茨城県県税条例新旧対照表 [第1条による改正]

施行日:令和4年4月1日〔法第73条の24関係〕

改正案	現行
(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)	(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
第 41 条の 10 略	第 41 条の 10 略
2~5 略	2~5 略
6 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合において も、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該 当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項か ら第3項までの規定を適用することができる。 7 前3項に定めるもののほか、特例適用住宅に法第73条の14第2 項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の 同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令第 39条の3に規定するところによる。 8~9 略	(新設) 6 前2項に定めるもののほか、特例適用住宅に法第73条の14第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令第39条の3に規定するところによる。 7~8 略

施行日:令和4年4月1日 [法附則第10条の3関係]

改正案

現行

付 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として<u>施行令附則第6条の17第2項に規定する</u>場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として<u>施行令附則第6条の17第2項に規定する</u>場合には、4年)」とする。

付 則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第17条 独立行政法人都市再生機構,地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。
- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項に規定する政令で定める場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項に規定する政令で定める場合には、4年)」とする。

茨城県県税条例新旧対照表 [第1条による改正]

施行日:令和4年4月1日 [法附則第11条の5関係]

改正案

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特

第17条の3の2 略

- 2 略
- 3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、 法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若し くは譲渡した場合、<u>同条第9項</u>に規定する従前の不動産について 受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に 定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失つ た土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第41条の13の3 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場 合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた 場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録 された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第 388 条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に第1項 に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける法第 73 条の 14 第 7 項, 第 9 項及び第 10 項並びに法附則第 11 条第 1 項の規定 の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるの は「登録された価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅 地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価

13.1. 1 1.11. - 1 - 23 - 1. (1-113)(3)(4--2)(4

現行

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第17条の3の2 略

- 2 略
- 3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、 法第73条の14第6項に規定する被収用不動産等を収用され若し くは譲渡した場合、<u>同条第8項</u>に規定する従前の不動産について 受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に 定める日がある場合、同条第9項に規定する交換分合により失つ た土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第41条の13の3 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場 合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた 場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録 された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が法第 388 条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に第1項 に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける法第 73 条の <u>14 第 6 項, 第 8 項及び第 9 項</u>並びに法附則第 11 条第 1 項の規定 の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるの は「登録された価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅 地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価

土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とし、第41条の13の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とし、第41条の13の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第17条の3の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

茨城県県税条例新旧対照表 [第1条による改正]

施行日:令和4年4月1日 [法附則第11条の6関係]

改正案

(不動産の価格の決定の特例)

第17条の3の3 法<u>第73条の14第7項</u>,第9項若しくは第10項、 法第73条の21第2項,第41条の13の3第1項又は法附則第11 条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける法<u>第73条の14第7項</u>,第9項若しくは第10項。法第73条の21第2項。第41条の13の3第1項、法附則第11条第1項又は法附則第11条の5第3項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

現行

(不動産の価格の決定の特例)

第17条の3の3 法第73条の14第6項,第8項若しくは第9項, 法第73条の21第2項,第41条の13の3第1項又は法附則第11 条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける法第73条の14第6項,第8項若しくは第9項,法第73条の21第2項,第41条の13の3第1項,法附則第11条第1項又は法附則第11条の5第3項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。 茨城県県税条例等の一部を改正する条例付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例新旧対照表 [第2条による改正]

施行日:令和4年4月1日[法第72条の2関係]

改正案

現行

(事業税の納税義務者等)

- 第40条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、 その法人に課する。
 - (1) 次号<u>から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法 人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額,資本割額及び 所得割額の合算額
 - イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人,法第72条の5第1項各号に掲げる法人,法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人,第3項の規定により法人とみなされるもの,第4項に規定するみなし課税法人,投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人をいう。),特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)がびにこれらの法人

(事業税の納税義務者等)

- 第40条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、 その法人に課する。
 - (1) 次号<u>及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の 区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額,資本割額及び 所得割額の合算額
 - イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第 1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲 げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4 項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法 人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規 定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関す る法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定 目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下こ の号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法 人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人

以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の もの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。), ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。), 保険業並びに

_貿易保険業 収入割額

(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第3条の14第1項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。),同法 第2条第1項第14号に規定する発電事業施行規則第3条の14第2項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「発電事業等」という。)及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(第40条の5第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア及びイ 略

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス

以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の もの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

- (2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。), <u>ガス供給業(</u>ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 5 項に規定する一般ガス 導管事業及び同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業<u>以外のもののうち</u>, 同条第 10 項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。),保険業及び貿易保険業 収入割額
- (3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則)昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第3条の14第1項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。)及び電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(施行規則第3条の14第2項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「発電事業等」という。)

次に掲げる法人の区分に応じ、それ

ぞれ次に定める額

ア及びイ 略

製造事業者(同法第 54 条の 2 に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第 38 条第 2 項第 4 号の供給区域内においてガス製造事業(同法第 2 条第 9 項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第 40 条の 5 第 4 項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

2~4 略

2~4 略

茨城県県税条例等の一部を改正する条例付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例新旧対照表〔第2条による改正〕

施行日:令和4年4月1日 [法第72条の2の2関係]

改正案

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第40条の2 略

2 略

3 法人税法第4条の7の規定は、受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下<u>この節</u>において同じ。) 又は法人課税信託の受益者について前2項の規定をこの節において適用する場合について準用する

4~7 略

8 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第40条の5第1項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同項第3号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第40条第1項第1号下に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第3項第1号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額)」と、同条第5項中「法人で」とあるのは

現行

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第40条の2 略

2 略

3 法人税法第4条の7の規定は、受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。)又は法人課税信託の受益者について前2項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

4~7 ₽

8 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第40条の5第1項第1号及び第4項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、<u>同条第1項第3号及び第4項第3号</u>中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第40条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第3項第1号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあっては、アに掲げる金額」と、<u>同条第4項</u>中「法人で」とあるのは

「受託法人及び他の 2 以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」と,同項第 2 号中「特別法人以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人(第 40 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と,第 40 条の 7 中「第 40 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人、とあるのは「第 40 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人、とあるのは「第 40 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と,「同号イに掲げる法人(同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と,「同項第 2 号に掲げる事業を行う法人」とあるのは「同項第 2 号に掲げる事業を行う法人(同項第 3 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と,「同項第 3 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と,「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人、」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第 5 号でに掲げる法人で固有法人であるもの」と読み替えるものとする。

「受託法人及び他の 2 以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」と	100
,第 40 多	Ŕ
の 7 中「第 40 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人」とあるのは「第	育
40条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と、「 \mathbb{R}	ij
号イに掲げる法人」とあるのは「同号イに掲げる法人(同号アに持	8
げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、「	
<u>掲げる事業</u> を行う法人」とあるのは「 <u>掲げる事業</u> を	Ė
行う法人(同項第 3 号アに掲げる法人で受託法人であるものを含	ŝ
む。)」と、「同項第 3 号アに掲げる法人」とあるのは「同項第	3
号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と読み替えるものとす	r
వ .	

茨城県県税条例等の一部を改正する条例付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例新旧対照表 [第2条による改正]

施行日:令和4年4月1日 [法第72条の24の7関係]

改正案

(法人の事業税の税率等)

- 第40条の5 法人の行う事業(電気供給業,ガス供給業,保険業及び 貿易保険業を除く。第5項において同じ。)に対する事業税の額は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 金額とする。
 - (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 額
 - ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金 額
 - ウ 各事業年度の所得に 100 分の 1 を乗じて得た金額

現行

(法人の事業税の税率等)

- 第40条の5 法人の行う事業(電気供給業,ガス供給業,保険業及び 貿易保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 金額とする。
 - (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 額
 - ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金 額
 - ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</u>

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100 分の 0.4
各事業年度の所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円 以下の金額	<u>100 分の 0.7</u>
各事業年度の所得のうち年	100分の1

(2) 特別法人(法<u>第72条の24の7第7項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 3.5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100 分の 4.9

(3) 略

- 2 電気供給業(小売電気事業等<u>, 発電事業等及び特定卸供給事業</u>を除 く。), <u>導管ガス供給業</u>, 保険業及び貿易保険業に対する事業税の 額は, 各事業年度の収入金額に 100 分の 1 を乗じて得た金額とす る。
- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)及び(2) 略

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額 とする。
 - (1) 各事業年度の収入金額に 100 分の 0.48 を乗じて得た金額
 - (2) 各事業年度の付加価値額に 100 分の 0.77 を乗じて得た金額
 - (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

800 万円を超える金額

(2) 特別法人(法<u>第72条の24の7第6項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100 分の 3.5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100 分の 4.9

(3) 略

- 2 電気供給業(小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>を除 く。), <u>ガス供給業</u>, 保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は, 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。
- 3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u> ___に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1)及び(2) 略

(新設)

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの (第40条第1項第1号アに掲げる法人を除く。) が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(削除)

- (1) 特別法人 各事業年度の所得に 100 分の 4.9 を乗じて得た金 a
- (<u>2</u>) <u>特別法人以外</u>の法人 各事業年度の所得に 100 分の 7 を乗じて得た金額

- 4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業 を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの が行う事業に対す
 - る事業税の額は,第 1 項の規定にかかわらず,次の各号に掲げる 法人の区分に応じ,当該各号に定める金額とする。
 - (1) 第40条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計 額
 - ア 各事業年度の付加価値額に 100 分の 1.2 を乗じて得た金額イ 各事業年度の資本金等の額に 100 分の 0.5 を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に 100 分の 1 を乗じて得た金額
 - (<u>2</u>) 特別法人 各事業年度の所得に 100 分の 4.9 を乗じて得た金 額
 - (<u>3</u>) <u>その他</u> の法人 各事業年度の所得に 100 分の 7 を乗じて得た金額

茨城県県税条例等の一部を改正する条例付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例新旧対照表 [第2条による改正]

施行日:令和4年4月1日〔法第72条の25関係〕

改正案

現行

(法人の事業税の申告納付)

第40条の7 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は各事業年度に係る収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人<u>若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人</u>の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について、法第72条の25から法第72条の30まで及び法第72条の48の規定により、申告書及びその添付書類を知事に提出し、及びその申告した事業税額を納付しなければならない。

(法人の事業税の申告納付)

第40条の7 事業税の納税義務がある法人は,各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割,資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は各事業年度に係る収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割,同項第3号アに掲げる法人

の収入割、付加価値割及び<u>資本割又は同号イ</u>に掲げる 法人の収入割及び所得割をいう。)について、法第 72 条の 25 から 法第 72 条の 30 まで及び法第 72 条の 48 の規定により、申告書及 びその添付書類を知事に提出し、及びその申告した事業税額を納 付しなければならない。

令和 4 年第 2 回定例会 総務企画委員会説明資料

1	令和3年度包括外部監査結果報告の対応について・・・・・・・・2
2	指定管理者の指定方針について ・・・・・・・・・・・15
3	ネーミングライツの募集結果等について・・・・・・・・・・17
4	令和3年度 核燃料等取扱税の活用状況について ・・・・・・・ 20

令和4年6月14日 総 務 部

項目

令和3年度包括外部監査結果報告の対応について(概要)

1 監査の概要

- (1) 監査テーマ 債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について
- (2) 監査対象機関 38
- 38機関 うち総務部4機関
- (3) 監査の要点
- ・債権管理体制が法令等に従い適正に整備・運用されているか。
- ・債権の調定・回収、収入未済額の状況把握と対策、債権の保全手続、 長期延滞債権の回収対応策、不納欠損処理を適切に実施しているか 等

2 監査結果及び対応状況

- (1) 指摘・意見の件数
- 188件(指摘:63件、意見:125件)
 - うち各部局共通(総務部関係) 19件(指摘:5件、意見:14件)
- (2) 各部局共通の主な指摘・意見と対応状況

(全体はp12「令和3年度包括外部監査結果等への対応について(総括表)」のとおり)

57	<u> </u>	「未寺への対応について(総括衣)」のとわり) 「 ************************************
区分	指摘等の内容	対応状況
【指摘】	【債務者・連帯保証人への適切な対応】 ○ 履行期限(納期限)までに履行(納付)されなかった場合は、債務者に対し期日を指定して督促するべきである。また、連帯保証人にも請求すべきである。 ○ 債務者・連帯保証人に対して催告すべき事象が発生していても催告手続が遅れるケースがある。督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者・連帯保証人に対して適時的確に催告すべきである。	【短期】 ・ 納期限までに納入がない場合は、茨城県財務規則に基づき、納期限後20日おける程促を行うこと、また、督促に都関限は、同規則に基づきと等に持定納期に基づきともり対応するよう、日のとすること。 ・ 督促における指定所期限までに履行されない。 ・ 督促における指定発射でに履行されない。 ・ 督促における指定発育をでに履行されない。 ・ ない場合は、督促発までに履行されない。 ・ ない場合は、事では、当該権はいるにて指定した期限産調査及び滞納処分、連続制執行等(法的措置)を行うこと、を知り対応するよう、庁内に周知した。
【指摘】	【遅延損害金及び違約金の取扱いの明確化・統一化】 の 個々の債権ごとに遅延損害金・違約金の 有無、その取扱い等について実態調査を実施の上、債権回収における元本回収のあり 方等の課題を検証して取扱いを明確化し、 全庁的に統一された取扱いをすべきである。	【短期】 ・ 延滞金及び遅延損害金(以下「延滞金等」という。)については、法令等の定めるところにより適切に徴収するとともに、債務者等において元本と延滞金等がある場合には、納付金額が元本の額に達するまでは元本に充てられたものとし、延滞金等については元本完済後に速やかに請求するよう、庁内に周知した。
【指摘】	【安易な分割納付の制限】 ○ 分割納付については、法的根拠がないことから、極めて長期間になる分割納付が承認されているケースがある。分割納付は、滞納初期段階における短期間に限り利用を認めるなど、安易に適用しないようにすべきである。	【短期】 ・ 地方公共団体が保有する債権について、滞納となっている債権を分割して納付させたり、各弁済期の償還金を減額したりする場合は、本来、法令に従って元々の納期限を変更する必要があることから、法令に基づかない任意の分割納付は行わないよう、庁内に周知した。
【意見】	【「債権管理の基本について」の改定の必要性】 ○ 県の債権管理のマニュアルである「債権 管理の基本について」は、民法の改正事項 を織り込んだものではないため、記載事項 の改定が必要である。また、債権管理の担 当者にとって債権管理を体系的に理解でき るように、基本的事項、必要な書式、具体 的課題等を含んだ内容への見直しを検討す べきである。	【短期】 ・ 民法の改正等を踏まえ、「債権管理の基本について」を全面改定し、債権管理に関する事務の処理についての基本的事項や一般的な事務処理、必要な書式等を定めた「茨城県債権管理マニュアル」を令和4年3月に策定した。

【意見】	【債務者の支払能力に関する県の認識の見直し】
	│○ 債務者が県より他の債権者への支払を優
	先している実態や、弁護士法人が督促した
	場合の良好な回収状況等を勘案すると、延
	滞債権の回収可能性の判断には甘さがあ
	り、債務者の実態を的確に把握できていな
	い事案もある。債務者に対する支払能力の
	判断は、必ずしも実態を反映していない場
	合もあるとの認識を持ち、所管課は所定の
	回収手続を粛々と実施すべきである。

【短期】

・ 債務者の支払能力については、資力の 状況が分かる資料(確定申告書の写しや 源泉徴収票等)を提出させるなどして、 可能な限り客観的に債務者の実態を的確 に把握した上で判断するよう、庁内に周 知した。

※「短期」は、令和4年第2回定例会(6月)までに対応する(措置を講じた)もの、「中長期」は、 それ以外のもの。

「指摘」 … 違法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの。

「意見」 …包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの。

【様式1】 令和3年度包括外部監査結果報告(指摘) への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	て総務部行政経営課
1 指摘の概要 (外部監査人作成の監査結果) (報告書の概要)	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 4 指摘に基 〇指摘に係る事実関係等) 〇問題点の整理等)	指摘に基づく措置等
田 監査の結果(総括) 第8 債権管理全般に共通する監査結果 2 債務者・連帯保証人関係 (1)債務者に対する督促手続の遅延履行(納付) されなかった場合には、債務者に対して期日を指定して督促しなければならない。	海 海	○指摘に係る事実関係等 茨城県財務規則 第 57 条 第 1 項において、納期 務規則に基づ限までに納付をしない者があるときは、納期限後 を行うこと、20 日以内に管促を行うこととされ、同条第 2 項には、同規則に督促を行うこととされ、同条第 2 項には、同規則に以内とされている。 単た、県の「債権管理の基本について」(平成 21年、1月20日でででででは行くが付しているが、1月20日では付ければならない。」とされているが、「個任の手続が遅い事例があった。」とされているが、「問題点の整理等がない場合は、茨城県財務規則」に基づき督促を適切に実施する必要がある。	納期限までに納入がない場合は、茨城県財務 務規則に基づき、納期限後 20 日以内に督促 を行うこと、また、督促における指定納期限 は、同規則に基づき、督促発付の日から 15 日 以内とすること等により対応するよう、庁内 に周知した。

[様式1] 令和3年度包括外部監査結果報告(指摘)への対応

指摘の概要	☆付る牛及込む外部監査結末教庁(指摘)~20対応	コイアCO/> (国	監査のテーマ	相寻戦・鎌
			\sim)執行について 総務部行政経営課
監査の結果 (総括) 債権管理全般に共通する監査結 債権管理全般に共通する監査結 直務者・連帯保証人関係 E指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行(納 E指定期日までに納付されなかっ をはずないて適時的確に をはずないるが、権告の手続の選び 及び、交渉に着手すること。交渉は、文書だけでな く、電話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が 別確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行うこ と。」とされているが、催告の手続が遅い事例があった。 ○問題点の整理等 催告の効力があることから、督促 指定期日までに納付がない場合は、適時的確に催告 をする必要がある。	 指摘の概要 外部監査人作成の監査結果 報告書の概要 	2 短期・ 中長期の 区分	指摘についての整理検討内容 (〇指摘に係る事実関係等 (〇問題点の整理等	
		短知	に係る事実関係等 権管理の基本について」において、「督促指 までに納付がない場合は、債務者に履行(納 足すため、速やかに文書・電話・訪問等によ (口頭や請求書による裁判外の履行の請求) 交渉に着手すること。交渉は、文書だけでな 話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が 伝わるよう、効果的な手法を選択して行うこ されているが、催告の手続が遅い事例があ の効力として、催告から6か月の間は時効の 値子されるという効力があることから、督促 日までに納付がない場合は、適時的確に催告 必要がある。	督促における指定納期限までに履行がない場合は、督促発付後1カ月後を目安に罹告を行うこと、また、当該催告において指定した期限までに履行されない場合は、速やかに財産調査及び滞納処分・強制執行等(法的措置)と行うことにより対応するよう、庁内に周知した。

[様式1] 令和3年度包括外部監査結果報告(指摘)への対応

令付3年度包括外部配角結米報告(指摘)への対応	当/ マノヘノシ / 国			•
		監査のテーマ	相当部・課	課
		債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	の執行について 総務部行政経営課	政経営課
1 指摘の概要 外部監査人作成の監査結果 報告書の概要	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 ○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等)	4 指摘に基づく措置等	
田 監査の結果(総括) 第8 債権管理全般に共通する監査結果 (6) 連帯保証人に対する対応 (6) 連帯保証人に対する対応 道帯保証人が付きれた債権について、債務者本人が履行しない場合には、速やかに連帯保証人への請求をしなければならない。 また、上記(1)から(5)(※)までたついては、連帯保証人への請求をしなければなら面 様である。 ※ (1)債務者に対する督促手続の遅延 履行期限(納期限)までに履行(納付) されなかった場合には、債務者に対して 期日を指定して督促しなければならない。 暫促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者に対して をわなかった場合には、債務者に対して 関係者に対する催告手続の遅延 督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者に対して をかなかった場合には、債務者に対して 情務者に対する権告手続の遅延 督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者に対して 情務者に対する権管理上必要な情 報提供を適時的確に求めることが必要 である。	海 海	 ○指摘に係る事実関係等 「債権管理の基本について」において、連帯保証 人を設定している場合は、債務者への催告と同時に 連帯保証人に対する請求を行うこととしている。 しかし、連帯保証人が付されている債権について も、債務者本人から、連帯保証人に対する請求を拒絶されたり、また、連帯保証人に対する請求をさせないために少額の分割納付を行っているケースも見受けられた。 ○問題点の整理等 連帯保証人は通常の保証人と違い、検索の抗弁権と備告の抗弁権がないため、債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人に対して請求する必要がある。 	連帯保証人は主債務者と連帯して債務を履行する義務があるため、主債務者に対し督促を行い、督促における指定納期限までに履行がない場合は、速やかに連帯保証人に対し請求を行うよう、庁内に周知した。	等とて 債務 といく (単数 を を を を といい を を を といい といい を を に といい ない を を は といい ない は に は に は に は に は に は に は に は に は に は

明時 関る (长	
(4)債務者が所在不明の場合 所管課にあっては債務者が所在不明 となることがあり得るとの認識で、適時 的確な債権管理を実施されたい。 (5)債務者が死亡した場合 債務者が死亡した場合には、相続人関 係図を作成し、相続人を正確に把握する とともに、相続放棄をした場合には、 「相続放棄申述受理証明書」の提出を求 められたい。	
(4) 債務者が所在不明の場合 所管課にあっては債務者が所在 となることがあり得るとの認識で 的確な債権管理を実施されたい。 (5) 債務者が死亡した場合 債務者が死亡した場合には、相終 係図を作成し、相続人を正確に把 とともに、相続放棄をした場合 相続放棄申述受理証明書」の提出	
合が調む なにずの	
場洛のれ合い強大書	
の務とさ場合知が明	
呼得ね施た場と楽証	
日では、は、続数時間では、は、一番は、これ、続数時間	
近の の 開 足 二 相 続 空 を 知 こ 1 記 記 意 受 で 1 に 記 説 受 し 1 記 点 受 例	
がある。なる。なる。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
者にと権者が改、棄い。	
務課こ債務者作に放た	
(4) 債務者才 所管課にす となることか 的確な債権管 (5) 債務者が 債務者が列 係図を作成し とともに、 「相続放棄申	
(1) 所な確い復図と相ら	
し、 とおい	

【様式1】 令和3年度包括外部監査結果報告(指摘)への対応

		監査のテーマ			担当部·課
		債権(県税に	(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	の執行について	総務部行政経営課
 指摘の概要 外部監査人作成の監査結果 報告書の概要 	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘につ 〇指摘 〇間題	指摘についての整理検討内容 (○指摘に係る事実関係等 (○問題点の整理等	4 指摘に基づく措置等	幸
 エ 監査の結果(総括) 第4 遅延損害金及び違約金の取扱いについて3 遅延損害金・違約金の取扱い上の問題点 遅延損害金及び違約金については、適時が必要であり、所管課における弾力的運動すべきである。 そのため、各所管課における個々の債権ごとに遅延損害金、違約金の有無、その取扱い等についての実態調査を実施の取扱い等についての実態調査を実施の上、債権回収における元本回収優先のあり方や、債権の種類に応じた遅延損害金の法的発生時点の認識などの法的課題を検証して取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いをすべきである。 	知	○指摘に係る事実関係等 公債権については、期 は、茨城県税外収入金の 対関限の翌日から納付の じ延滞金を徴収すること いては、履行期限までに 基づき遅延損害金を徴収 すっているが、適切に徴 けられた。 また、遅延損害金を徴い また、遅延損害金を徴い また、通過に適立に強 がっているが、適切に後 はられた。 また、遅延損害金を後ば また、遅延損害金を後ば はられた。 また、遅延損害金を後ば はられた。 また、遅延損害金を後ば はられた。 また、遅延損害金を後ば はいてはであが、適切に後 また、延滞金及び遅延 また、延滞金及び遅延 また、延滞金及び遅延 また、延滞金及び遅延 しにおける元本優先のあ を整理する必要がある。	関係等は、期限までに納付されないときは、期限までに納付されないときなるを高いるできることとなっており、私債権につまでに履行されないときは民法にな後収することができることと切に徴収されていない事例が見受かるの調定について、元本の完済時まする必要がある。 た者との公平性の観点から、延滞する必要がある。 び遅延損害金については、債権回先のあり方等、全庁的な取り扱いある。	延滞金及び遅延おという。) についてにより適切に徴切るおいて元本と延滞会額が元本の名が元本の額に減れたものとし、延済がたまやかに請求する	延滞金及び遅延損害金(以下「延滞金等」という。)については、法令等の定めるところにより適切に徴収するとともに、債務者等において元本と延滞金等がある場合には、納付金額が元本の額に達するまでは元本に充てられたものとし、延滞金等については元本に済済後に速やかに請求するよう、庁内に周知した。

【様式1】 令和3年度包括外部監査結果報告(指摘) への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	ついて 総務部行政経営課
1 指摘の概要 (外部監査人作成の監査結果) (報告書の概要)	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 4 指摘に (○指摘に係る事実関係等) (○問題点の整理等)	指摘に基づく措置等
 1 監査の結果(総括) 2 債務者・連帯保証人関係 (7) 分割納付については、法的根拠がないことから、滞納初期の段階における短期目に限って利用するなど安易に適用しないようにしなければならない。 	海	○指摘に係る事実関係等 法的根拠のないとされる納付誓約書による分割 納となっ、約付を認めている事例が見受けられた。 り、各弁別は本来、○問題点の整理等 地方公共団体が保有する債権について、滞納とな 任意の分割っている債権を分割して納付させたり、各弁済期の した。 (資金金減額したりする場合は、本来、法令に従って元々の納期限を変更する必要がある。	地方公共団体が保有する債権について、滞納となっている債権を分割して納付させたり、各弁済期の償還金を減額したりする場合は、本来、法令に従って元々の約期限を変更する必要があることから、法令に基づかない任意の分割納付は行わないよう、庁内に周知した。

[様式2] 令和3年度包括外部監査結果報告(意見)への対応

行付る牛皮包括外部配角結果報告(息兄)への対応	1) ~の対応			•
		監査のテーマ	相当部・講	
		債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	デについて 総務部行政経営課	艦
 意見の概要 外部監査人作成の監査結果 報告書の概要 	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 4 意 (○意見に係る事実関係等) (○問題点の整理等) (○問題点の整理等) (○問題	意見への対応	
エ 監査の結果 (総括) 第1 「債権管理の基本について」の改定について 4 「債権管理の基本について」の改定の必要性 現行の「債権管理の基本について」は、最終改定が平成 26 年 9 月 であることから、民法の改正事項を織り込んだものではなく、記載事項の改定が必要である。また、債権管理の担当者にとって債権管理を体系的に理解できるように、基本的事項、必要な書式、具体的課題等を含んだ内容への見直しを検討されたい。	超難	○意見に係る事実関係等 「債権管理の基本について」は、平成 21 年に第 についたし、その後平成 25 年 3 月、平成 26 年 9 月に一部 事務の改定を実施している。 債権管理の適正化のための具体的取組方策につ 権管理と 1 年 2 が取り組むべき手続を網羅している。 担当者が取り組むべき手続を網羅している。 担当者が取り組むべき手続を網羅している。 担当者が取り組むべき手続を網羅している。 担当者が取り組むべき手続を網羅している。 まず、初歩的 (基本的) 事項の記載は必ずしも十分とは言えないものとなっている。 また、平成 29 年の民法改正の改正事項には、現行の債権管理の見直しを求める内容を含んでいることから、記載事項を改定する必要がある。ことから、記載事項を改定する必要がある。	民法の改正等を踏まえ、「債権管理の基本について」を全面改定し、債権管理に関する事務の処理についての基本的事項や一般的な事務を定めた「茨城県債権管理マニュアル」を令和4年3月に策定した。	理に一茨にの関殻城策基す的県定本ろな債し

[様式2] 令和3年度包括外部監査結果報告(意見) への対応

行付る牛皮で右外部配角結果報告(息兄)への対応	1) ~0对形			
		監査のテーマ		担当部・課
		債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	対行について	総務部行政経営課
1 意見の概要	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 4 () () () () () () () () () (意見への対応	
 田 監査の結果(総括) 4 県における認識の見直し 債務者が県への支払いをすることなく他の債権者への支払を優先している 実態、弁護士法人が督促した場合の良好 な回収状況等を勘案すると、所管課にお ける延滞債権の回収可能性の判断には 甘さがあり、債務者の実態を的確に把握 できていない事案もあることがわかる。 所管課の債務者に対する支払い能力 の判断は、必ずしも実態を反映していな い場合もあるとの認識を持つことが重 要であり、所管課は所定の回収手続を 謝々と実施することが必要である。 	超	○意見に係る事実関係等 債務者の立場からすると県が法的措置に移行す が る可能性は低いと判断し、他の債務を優先的に返済 悪 した方が良いとの考えを持っていることは否定で 働 きず、金融機関の住宅ローンについては、遅延なく 断 返済を実施しているが、県の債務については支払い がなされていない事案もあった。 ○問題点の整理等 所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必 ずしも実態を反映していない場合もあるとの認識 を持ち、所管課に所定の回収手続を粛々と実施させ る必要がある。	債務者の支払能力についてが分かる資料 (確定申告書の5票等) を提出させるなどして、観的に債務者の実態を的確に対断するよう、庁内に周知した。	債務者の支払能力については、資力の状況 が分かる資料(確定申告書の写しや源泉徴収 票等)を提出させるなどして、可能な限り客 観的に債務者の実態を的確に把握した上で判 断するよう、庁内に周知した。

令和3年度包括外部監査結果等への対応について (総括表)

						共通事項	
	猫	畔	# -	開			担任事
指摘・意見の内容	指摘	意見	短期 1	中長期	指摘・意見に基づく措置等	担当課所	M L O
	22	14	19	0			%
Ⅲ 監査の結果(総括)							
第1 「債権管理の基本について」の改定について							
4 「債権管理の基本について」の改定の必要性							
【意 見】 現行の「債権管理の基本について」は、最終改定が平成26年9月である ことから、民法の改正事項を織り込んだものではなく、記載事項の改定が 1 必要である。また、債権管理の担当者にとって債権管理を体系的に理解で きるように、基本的事項、必要な書式、具体的課題等を含んだ内容への見 直しを検討されたい。(例えば、「債権管理必携」)		0	0	<u>*</u> 助 门	民法の改正等を踏まえ、「債権管理の基本について」を全面改定し、債権管理に関する事務の処理についての基本的事項や一般的な事務処理、必要な書式等を定めた「茨城県債権管理マニュアル」を令和4年3月に策定した。	行政経営課	39
第2 債権管理条例の必要性							
4 茨城県における「債権管理に関する条例」制定の検討について							
【意 見】 債権管理で異なる取扱い等に対して統一的な基準を定め、滞納者に対し 2 て適切な対応を行うことで、債権管理の適正化や、公平性の確保、また、 安定した歳入の確保といった効果を目的として条例の制定を検討された い。		0	0	<u>\$</u>	今年3月に、包括外部監査の結果を踏まえた対応方針の庁内への通知や 債権管理マニュアルの策定をしたところであるが、本県における債権管理 の状況等を踏まえながら、条例の制定について検討していくこととした。 行頭	行政経営課	42
第3 所管課における債権回収の限界							
2 弁護士法人への債権回収の委託							
【意 見】 時間の経過とともに債権回収の困難性は高まる傾向にあることから、費 引用対効果を検討の上、弁護士又は弁護士法人への債権回収の委託をより進 められたい。		0	0	701	弁護士法人等への債権回収の委託について、取り扱う債権の種類を拡大 するなど今後も積極的に進めていくこととした。 行呼	行政経営課	44
4 県における認識の見直し							
(意 見) 債務者が県への支払いをすることなく他の債権者への支払を優先している実態、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況等を勘案すると、所 管課における延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態 4 を的確に把握できていない事案もあることがわかる。 所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必ずしも実態を反映して いない場合もあるとの認識を持つことが重要であり、所管課は所定の回収 手続を粛々と実施することが必要である。		0	0	HI O	債務者の支払能力については、資力の状況が分かる資料(確定申告書の写しや源泉徴収票等)を提出させるなどして、可能な限り客観的に債務者の実態を的確に把握した上で判断するよう、庁内に周知した。 行政	行政経営課	44
第4 遅延損害金及び違約金の取扱いについて							
3 遅延損害金・違約金の取扱い上の問題点							
【指 摘】 遅延損害金及び違約金については、適時的確に調定し、債務者に請求することが必要であり、所管課における弾力的運用は、適正に債務の履行をした債務者との公平性を欠く取扱いであることを認識・つきである。その5 ため、各所管課における備率の債権ごとに遅延損害金、違約金の有無、その取扱い等についての実施調査を実施の上、債権回収における元本回収億先のあり方や、債権の種類に応じた遅延損害金の法的発生時点の認識などの法的課題を検証して取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いをすべきである。	0		0	Mr =0 lo V.	延滞金及び遅延損害金(以下「延滞金等」という。)については、法令 等の定めるところにより適切に徴収するとともに、債務者等において元本 と延滞金等がある場合には、納付金額が元本の額に達するまでは元本に充 てられたものとし、延滞金等については元本完済後に速やかに請求するよう、 う、庁内に周知した。	行政経営課	45

令和3年度包括外部監査結果等への対応について (総括表)

						共通事項	
	監査	監査結果	対応措置等	置等			# 1
指摘・意見の内容	指摘	意見	短期	中長期	指摘・意見に基づく措置等	担当課所	かり
	22	14	19	0			%
第6 未収債権対策チームについて							
1 未収債権対策チームに対するヒアリング							
【意 見】 6 地方公営企業法の制約はあるが、債権回収業者の実績等についての情報 を共有するなど、連携して債権管理に努められたい。	3	0	0		ヒアリングの機会等を通じて、債権回収業者の実績等についての情報を 共有する等、連携して債権管理に努めていくこととした。	行政経営課	51
(4) 一番町綜合法律事務所に委託する基準について							
【意 見】 債権回収業者の実績から判断して、所管課が自ら回収を行うよりも外部 7 ~委託した方が経済的合理性が高いと考えられる場合には、必要に応じて 適宜委託基準を見直すなど弾力的運用を図られたい。	Σ	0	0		委託基準に該当しない債権の委託についても委託先と協議を行い、必要 に応じて委託基準を見直していくこととした。	行政経営課	51
(5) ニッテレ債権回収株式会社への債権回収委託について							
【意 見】 弁護士又は弁護士法人に委託した場合、民間営利企業に委託した場合と 委託する債権回収業者の違いよって、債権回収額、回収割合等に差異があ るか、また、コストパフォーマンスを比較検証することは、今後の債権回 収業者選定に役立つものであることから検討されたい。	1	0	0		今後、弁護士法人や民間営利企業など委託する債権回収業者の違いによるコストパフォーマンス等を比較検証しながら業者選定を行っていくこととした。	行政経営課	51
(9) 未収債権対策チーム主催の連絡会議・研修会等について							
【意 見】 引き続き所管課における担当者のレベルアップのための研修会、各所管 別課における債権管理の情報共有を図るための連絡会議を定期的に実施され たい。	14.	0	0	, ,	引き続き、債権管理の情報共有を図るための連絡会議や担当者のレベル アップのための研修会を定期的に実施していくこととした。 なお、令和4年度においても、未収債権対策連絡会議を4月に、未収債 権回収強化検討会(研修会)を5月に開催した。	行政経営課	53
2 未収債権対策チームの存在意義							
【意 見】 未収債権対策チームの設置目的をよりスムーズに実現できるように、必 10 要に応じ弁護士との連携を図るなど業務態勢の充実を図られたい。	. 4	0	0		今年度、より一層全庁的な未収債権対策を推進するため、業務を行政経 営課に移管するとともに、未収債権対策監を設置し、引き続き、委託先の 弁護士や県の顧問弁護士等との連携を図りながら、未収債権対策に取り組 んでいくこととした。	行政経営課	54
第7 債権回収の専担部署について							
2 債権回収の専担部署の設置							
【意 見】 所管課に対する未収債権対策チームの指導のみでは債権回収状況が不十 11 分と判断されたときには、茨城租税債権管理機構を参考として、外部から 人材登用を含めたエキスパート部隊を編成し、債権回収のための専担部署 の設置を検討することも必要である。	1 0 5/4	0	0		今年度、より一層全庁的な未収債権対策を推進するため、業務を行政経営課に移管するとともに、未収債権対策監を設置し、引き続き、委託先の弁護士や県の顧問弁護士等との連携を図りながら、未収債権対策に取り組んでいくが、債権回収状況が不十分な場合には、専門部署の設置について検討していくこととした。	行政経営課	55
第8 債権管理全般に共通する監査結果							
1 債権管理期間が長期間になっている債権							
【意 見】 12 原始証ひょう、関係資料等は、債権管理簿と一体的に保管・管理するこ とが適当である。		0	0	17	貸付申請書や貸付決定書、金銭消費貸借契約書、保証書・保証意思確認書類、債務承認書等、債権管理に必要な関係資料については、適切に整理し一体的に保存するよう、庁内に周知した。	行政経営課	56

令和3年度包括外部監査結果等への対応について (総括表)

造の 99 9922 22 28 28 59 担当課所 地方公共団体が保有する債権について、滞納となっている債権を分割して納付させたり、各弁済期の償還金を減額したりする場合は、本来、法令に従って元々の納期限を変更する必要があることから、法令に基づかない 行政経営課任意の分割納付は行わないよう、庁内に周知した。 行政経営課 行政経営課 行政経営課 行政経営課 行政経営課 行政経営課 共通事項 11カ月後 までに履 (法的措 貸付金等、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務者の状況を随時把握するよう努めること、特に、高額な債権については、年に1回は登記事項証明書や財務諸表、税務申告書の写し等の提出を求めること等、必要な情報収集を行うよう、庁内に周知した。 債務者等が死亡した場合については、速やかに相続人調査を実施し、相 続人関係図を作成のうえ、法定相続人を把握するとともに、相続人が相続 放棄した旨の主張をしている場合には、相続放棄申述受理証明書の提出を 求めるよう、庁内に周知した。 可能な限り事前に債務者の本籍地を把握しておくとともに、債務者等と 連絡が取れなくなった場合は、速やかに戸籍の附票を公用請求するなどし で転出先の住所地の確認を行うよう、庁内に周知した。 連帯保証人は主債務者と連帯して債務を履行する義務があるため、主債務者に対し督促を行い、督促における指定納期限までに履行がない場合は、速やかに連帯保証人に対し請求を行うよう、庁内に周知した。 同規則 | 利期限までに納入がない場合は、茨城県財務規則に基づき、納期限後 |3 日以内に督促を行うこと、また、督促における指定納期限は、同規則 | 基づき、督促発付の日から 15 日以内とすること等により対応するよ | 下内に周知した。 督促における指定納期限までに履行がない場合は、督促発付後、 を目安に催告を行うこと、また、当該催告において指定した期限 行されない場合は、速やかに財産調査及び滞納処分・強制執行等 置)を行うことにより対応するよう、庁内に周知した。 指摘・意見に基づく措置等 20 中長期 搬 0 対応描置 短期 19 0 0 0 0 0 0 0 19 民 14 14 0 0 0 監査結果 梔 指插 വ 0 0 0 0 10 債務者 【意見】債務者が死亡した場合には、相続人関係図を作成し、相続人を正確に把握するとともに、相続放棄をした場合には、「相続放棄申述受理証明書」の提出を求められたい。 .連帯保証人が付された債権について、債務者本人が履行しない場合に、、速やかに連帯保証人への請求をしなければならない。 また、上記(1)から(5)までについては、連帯保証人についても同 【意見】 債務者に対して、債権管理上必要な情報提供を適時的確に求めることが必要である。 付については、法的根拠がないことから、滞納初期の段階におけに限って利用するなど安易に適用しないようにしなければならな 債務者に対して適時的 【意 見】 所管課にあっては債務者が所在不明となることがあり得るとの認識で、 適時的確な債権管理を実施されたい。 【指 摘】 履行期限 (納期限) までに履行 (神付) されなかった場合には、 に対して期日を指定して督促しなければならない。 督促指定期日までに納付されなかった場合には、 確に催告をしなければならない。 指摘・意見の内容 債務者に対する催告手続の遅延 債務者に対する督促手続の遅延 債務者が所在不明の場合 連帯保証人に対する対応 債務者・連帯保証人関係 債務者が死亡した場合 は、速やかに連帯保証人~ また、上記(1)から 様である。 (7) 分割納付について 債務者の状況捕捉 分割納(短期間) 旛 (3) 5 2 猫 9 10 13 15 16 17 2 19 14

総務企画委員会説明資料

総務部管財課

項目

指定管理者の指定方針について

1 令和4年度指定手続予定施設と更新の考え方(別表一覧のとおり)

指定期間の満了により、令和5年度から指定管理者の指定を要する施設の指定方針については、施設のあり方を検討する等の必要があるため従前の管理団体による管理が適当な施設は非公募、その他の施設は原則どおり公募により指定する。

○ 更新する施設(11施設)

公募:6施設、非公募:5施設

※更新等の考え方の詳細については、各施設所管の常任委員会で 説明を行う。

2 今後のスケジュール (予定)

年 月	事項
R4.6	第2回定例会において指定方針の報告(関係常任委員会)
7~	指定管理者候補の募集 (2ヶ月程度)
9	指定管理者候補の選定(選定委員会の開催)
11	第4回定例会において指定管理者の指定の議決
R5.4	次期指定管理者による管理運営開始

<別表一覧>令和4年度指定手続予定施設と更新の考え方

No	八の佐部の名称	現在の指定管理者	更新の考え方	
NO	公の施設の名称	現住の相定官理名	公募/非公募	期間
1	つくば創業プラザ	(株)つくば研究支援センター	公募	5年
2	那珂湊漁港(駐車場)	(株) 暁恒産	公募	5年
3	那珂湊漁港(水門)	那珂湊漁業協同組合	公募	5年
4	大洗マリーナ	(株)茨城ポートオーソリティ	非公募	1年
5	赤塚公園	筑波都市整備 (株)	公募	1年
6	港公園	神栖市	非公募	3年
7	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合	非公募	1年
8	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	1年
9	大子広域公園	大子町	公募	5年
10	鹿島灘海浜公園	鉾田市	公募	5年
11	北浦川緑地	取手市	非公募	3年

総務企画委員会説明資料

総務部管財課

項目

ネーミングライツの募集結果等について

1 概 要

○ 県有施設の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ(施設命名権)の募集を行った。

募集期間:令和4年1月31日~3月1日

· 募集施設:164施設

○ その結果、16施設に対し応募があり、更新の2施設と合わせ、 18施設のパートナーを決定し、令和4年4月から通称を使用して いる。

2 ネーミングライツ導入状況 (別表一覧のとおり)

- ネーミングライツの導入施設数は、2施設から18施設に拡大
- ネーミングライツ料(年額)は、1,720万円から4,916万円に増加
- 建物系施設だけではなく、インフラ系施設にも導入し、施設が 多様化

3 今後の予定

今回応募がなかった施設について、再度の募集を行い、ネーミングライツ導入施設の拡大に努める。

(スケジュール (案))

令和4年7月以降:募集開始(募集期間2ヶ月程度)

10月以降:通称使用開始

<別表一覧>ネーミングライツ導入状況

〇新規

	施設名	ネーミングライツ ・パートナー	通称名	ネーミング ライツ料 (万円/年)	契約 期間 (年)
1	取手競輪場	(株)ケイドリームス	楽天Kドリームスバンク 取手	800	3
2	つくば国際会議場 (大ホール)	関彰商事 (株)	Leo Esaki メインホール	550	3
3	笠松運動公園 (陸上競技場)	水戸信用金庫	水戸信用金庫スタジアム	490	4
4	大洗マリンタワー ・港中央公園	ひたちなかエネルギー ロジテック (株)	ひたちなかエネルギーロジ テック大洗マリンタワー ・ひたちなかエネルギーロジ テック港中央公園	340	2
5	総合福祉会館	関彰商事 (株)	セキショウ・ウェルビー イング福祉会館	330	3
6	いばらき量子ビー ム研究センター	中山商事(株)	AYA'S LABORATORY 量子 ビーム研究センター	200	3
7	さしま少年自然の家	(株)坂東太郎	ばんどう太郎 さしま少年自然の家	180	2
8	茨城空港駐車場	(株) トヨタレンタ リース茨城	トヨタレンタリース 茨城空港駐車場	120	3
9	里美野外活動センター	学校法人リリー文化学園	リリーアカデミー キャンプセンター	50	2
10	笠原歩道橋	桂不動産(株)	桂不動産 笠原歩道橋	42	5
11	白山西小学校前 歩道橋	桂不動産(株)	桂不動産 白山西小学校 前歩道橋	42	5
12	大角豆歩道橋	桂不動産(株)	桂不動産 大角豆歩道橋	42	5

	施設名	ネーミングライツ ・パートナー	通称名	ネーミング ライツ料 (万円/年)	契約 期間 (年)
13	境町山神町歩道橋	(株)ほしいもの百貨	干し芋カフェ HOSHIIMON0100Café 境町山神町歩道橋	36	5
14	文京二丁目歩道橋	桂不動産(株)	桂不動産 文京二丁目歩道橋	32	5
15	阿見町役場前歩道橋	桂不動産(株)	桂不動産 阿見町役場前 歩道橋	22	5
16	県庁東公園	(株)柴建築設計事務所	県庁東公園 SHIBA	20	5
			(計)	3, 296	

〇更新

	施設名	ネーミングライツ ・パートナー	通称名	ネーミング ライツ料 (万円/年)	契約 期間 (年)
1	県民文化センター	(株)廣澤精機製作所	ザ・ヒロサワ・シティ会館	900	3
2	笠松運動公園 (屋内水泳プール 兼アイススケート 場)	(株)山新	山新スイミングアリーナ	720	3
			(計)	1,620	

新規・更新(合計) 4,916

令和3年度 核燃料等取扱税の活用状況について

1 公表の趣旨

核燃料等取扱税の税収及び活用状況を毎年、広く周知・公表することにより、税収の使途の明確化を図る。

2 公表の内容

- ・ 令和3年度における核燃料等取扱税の税収(決算見込額)は約12億29百万円。 (令和2年度税収は、約12億30百万円)
- ・ 税収は、環境放射線監視運営、原子力安全対策など県民の安全・安心に資する事業に活用。
- (1) 税収(決算見込額)

1,229,066千円

(2) 活用事業

(単位:千円)

•	(単位:千							
項	細 目		度事業費 ^{込額)}	事業の成果・効果				
目	主な事業内容	総額	うち県負担額					
	環境放射線監視運営費			東海・大洗地区に立地する原子力施設の周辺 地域における環境放射線の監視、原子力施設 からの排水中の放射能濃度の測定や、農畜水				
	環境放射線監視センターの運営	48,790	48,790	産物・河川水・土壌等の放射能濃度の測定・分析などを行い、地域住民の安全・安心の確保を図ることができた。				
	原子力安全対策運営費		151,117	原子力施設の安全対策の確認・検証、環境が				
原子力安全対策	原子力安全対策に従事する職員等人 件費 (22名)	151,117		射線の監視・評価、原子力防災体制の整備、 原子力に係る広報等を行うことにより、原子力 安全行政を推進することができた。				
	原子力審議会等運営費			原子力安全対策委員会を開催し、安全性を確				
	原子力審議会・原子力安全対策委員会の運営	530	530	認しながら、原子力行政を推進することにより、 地域住民の安全の確保及び安心感の醸成を することができた。				
費	広報普及事業費			協議会による原子力科学館の運営や出前のイ				
	(公社)茨城県原子力協議会の運営に 係る補助	6,096	6,096	ベント実施などを通じて、県民に対する原子力・放射線の基礎知識の普及啓発を促進することができた。				
	原子力環境安全対策費			原子力安全協定に基づき、各種報告を受ける				
	原子力事業所への立入調査等	1,840	1,840	とともに事業所に対し立入調査等を行い、事業 者の安全対策等を確認することにより、地域住 民の安全の確保及び安心感の醸成をすること ができた。				

(単位:千円)

	<i>i</i>	令和3年度事業費		(単位:千円)	
項目	細目	(見)	込 額)	事業の成果・効果	
П	主な事業内容	総額	うち県負担額		
	防災行政無線運営費 防災行政無線の運営	16,563	16,563	県・市町村・消防本部・原子力事業所等を地上系、衛星系の2ルートで結び、33か所の保守点検等を行った結果、原発事故等緊急時の確実な情報連絡体制を維持することができた。	
	原子力関連警備費				
原子力安全対策費	原子力発電所周辺警備及び核燃料物 質等の輸送警備	150,834	150,165	核物質を管理する施設について、原子力事業 所と連携した警戒警備を行ったことにより、テロ 等不法事案の未然防止を図ることができた。	
	原子力事故健康対策事業費			事故当時の地域住民や事故施設周辺一時滞	
	JCO事故対応健康管理委員会の運営 等	12,325	4,570	在者などで、医師により必要と認められた者に 対して健康診断を実施することにより、地域住 民等の健康不安の解消を図ることができた。	
	原子力緊急時医療施設運営費			国が定める原子力災害対策指針に基づき、原	
	原子力災害時における緊急医療に係る 体制の整備	33,740	9,140	子力災害拠点病院をはじめとする医療体制の整備を行った。	
	小計	421,835	388,811		
原子力防災	緊急時避難用道路の整備 茨城県広域避難計画の避難経路の 整備 国道245号、国道293号、国道118号他 計24路線	5,441,734	2,595,202	緊急時避難用道路の整備を進めたことにより、 一部区間が供用開始し、県民の避難時間を短 縮することができた。	
災減災	港湾事業費				
	港湾施設の整備等 日立港区 :防波堤改良、岸壁補修等 常陸那珂港区:岸壁補修等 大洗港区 :岸壁補修等	584,879	262,899	緊急時の物資の輸送等に必要不可欠な港湾施設である防波堤及び岸壁の整備等を進めたことにより、防災等対策の推進、船舶航行の安全性や荷役効率の向上を図ることができた。	
	小計	6,026,613	2,858,101		
市町村事業	市町村における、安全・安心に関する 事業への補助 防災行政無線管理事業、 消防団器具置場設置事業 などの事業に活用	283,004	283,004	原子力事業所周辺地域である東海村や大洗町などの14市町村に対し、事業費の補助を行うことにより、原子力災害に係る住民の安全・安心に資する事業が実施され、各市町村の原子力防災体制の強化などを図ることができた。	
	小計	283,004	283,004		
	合 計	6,731,452	3,529,916		

資料1-3

県 出 資 団 体 等 改 革 工 程 表 (令和4年第2回定例会 総務企画委員会資料)

競輪事業特別会計

令和 4 年 6 月 1 4 日 総 務 部 改革工程表2(年度別計画)

会計名: 競輪事業特別会計 所管部局・課名:総務部総務課

取り組むべき項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 一般会計への繰出金の継続	2億円 [3億円]	1億円	1億円
2 経営の維持・改善 (1)運営の効率化 ①収益の確保	収益目標:2.5億円 【収益:3.7億円】 売上確保及び経費の節減	収益目標:1.5億円 売上確保及び経費の節減	収益目標: 1. 5億円 売上確保及び経費の節減
②効率的な業務運営	Ī	車券発売窓口業務委託等の効率的な運営	
(2)売上額の確保 ①普通競輪の売上額の確保		魅力あるレースの企画、実施	
②記念競輪等の売上額の確保	売上目標:90億円(特別GI) [売上:91億円] 効果的な広報活動等の実施	売上目標:50億円(記念GIII) 効果的な広報活動等の実施	売上目標:50億円(記念GIII) 効果的な広報活動等の実施

※注 〈二〉は改革期間及び推進事項を表示

[]は目標達成状況を表示